

微量汚染物担当(平成14年度)

食品中の各種有害物質検査

平成14年度は、次に示す各種有害物質などの検査を行いました。

残留農薬検査

市内流通の国内産農産物16種36件、輸入牛肉10件、輸入豚肉10件、輸入農産物25件、冷凍食品(農作物)18件、ペットボトル入り茶11件、ジュース5件及び加工食品13件など計130件(延4,448試験項目)を検査しました。その結果、冷凍ほうれんそう1件に残留基準違反が認められました。

また、無登録農薬使用が問題となったため、果物24件、野菜21件、種実1件についてシヘキサチンの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。

食品汚染物質検査

1 PCB検査

カネミ油症事件で問題になったPCBについて、中央卸売市場に入荷した魚類13種20件の検査を行いました。その結果、厚生労働省で定めた「食品中のPCBの暫定的規制値^{*1}」を超えたものではありませんでした。

2 クロルデン類検査

シロアリ防除剤として使用されていたクロルデンについて、中央卸売市場に入荷した魚類13種20件の検査を行いました。その結果、特に問題となるような数値のものはありませんでした。

動物用医薬品検査

疾病予防や治療または肥育の目的で使用されている動物用医薬品の食品への残留が問題化しており、次の物質について検査を行いました。

1 抗生物質

市内流通の養殖魚7種15件について、オキシテトラサイクリンの検査を行った結果、残留基準値を超えたものではありませんでした。また、市場流通の牛乳5件及び羊腸3件について、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。

2 合成抗菌剤

養殖魚7種15件について、スルフアジミジンなど9種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。また、市場流通の豚肉10件及び羊腸3件について、スルフアジミジンなど8種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、残留基準値を超えたものではありませんでした。市場流通の牛肉10件について、オキシリン酸など3種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。また、市場流通の牛乳5件について、スルフアジミジンの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。

3 ホルモン剤

市場流通の牛肉10件について、ゼラノールなど2種類のホルモン剤の検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。

4 寄生虫用剤

市場流通の豚肉8件についてイベルメクチン、豚肉10件についてフルベンダゾールの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。また、市場流通の牛肉10件及び羊腸3件について、イベルメクチン、モキシデクチン及びクロサントールの検査を行った結果、検出されたものではありませんでした。

食品の放射能検査

食品の放射能調査のため¹³⁷Cs(セシウム137)、¹³⁴Cs(セシウム134)の線核種分析を市内流通食品10件について行いました。その結果、厚生労働省で定めた「輸入食品の放射能暫定限度¹²⁾」を超えたものではありませんでした。

*1 食品中のPCBの暫定的規制値

本来、規制値を定めるにあたっては、長期毒性研究の結果から、人体の一日摂取量(ADI)を算出し、これを基として食品ごとの規制値を定めるのが一般的です。しかし、PCBの長期毒性研究は、今後も継続されなければ、その研究の完成が見られない実情にあります。一方、PCBの食品汚染と、これを取りまく社会情勢は放置できない現状にあります。このため、現時点において入手し得る限りの内外の研究成果を基礎として暫定的に人体の一日摂取量を算出し、これに現在までに得られた調査結果による食品のPCB汚染の実態を勘案して当面の基準として定められました。

*2 輸入食品の放射能暫定限度

厚生省は放射能に汚染された食品摂取による内部被曝線量の算定の際、前提とされた核種組成を考慮し、直接、機器分析ができる線放出核種であり、かつ存在量も多い¹³⁴Csと¹³⁷Csを指標として、EUならびにアメリカ等の基準と同様に、¹³⁴Csと¹³⁷Csの合計で370Bq/kgと決めました。なお、この規制は国内産食品には適用されません。